

「学校いじめ防止基本方針」

大阪学芸高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で指導を行うとともに、いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識をもつことはいじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、憲法に保障されている基本的人権にのっとり個人の自由、平等、人格の尊厳を基調とする真の民主主義の観点から、部落問題、民族差別等の今日的課題を把握し、生徒の人権を守り、学力及び進路を保障していくという本校の人権教育基本方針にいじめ問題を加え、その未然防止、早期発見、迅速かつ毅然と問題に対処していく。また、悲しい出来事を繰り返さないために「いじめのない学校にしよう」という目標のもと、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、かげ口、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 机・いす・教科書・ノートなどに落書きされたりする
- 「バイキン」「○○菌」といった差別的なあだながつけられる等

3 いじめ防止のための組織

① 名称

「いじめ対策委員会」

② 目標

学校生活において、生活指導部の指導範囲を著しく超えるような問題の予防・調査・解決のために本委員会を設置する。

② 構成員

学校長、教頭、人権教育推進委員、生活指導部長、保健主事、各学年主任、スクールカウンセラーによって組織する。委員長は、学校長とする。

※当該事象によって各当該の学年主任が参加する。

③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員への「人権といじめ」に関する校内研修

オ 年間指導計画の企画と立案

カ 年間指導計画進捗状況の検証

キ 各取り組みの有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し



④ 会議

月一回の定例及び、問題が生じたときに随時開く。

⑤ 指導の原則

ア 問題の発見・解決には一刻、一瞬を大切にして、早期に対応する。

イ 解決の方向は、具体的に決定される。

ウ 「問題」には、全教職員が、一致して当事者の立場になって対応する。

エ 「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長が当たる。

オ 本委員会で審議のうち、「個人名」「家庭の事情」等、必要と見なされるものは、非公開とする。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

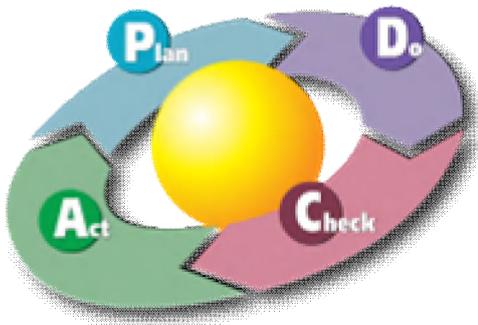
	1 学 年	2 学 年	3 学 年
1 学期 4 月	新入生オリエンテーション ・クラス開きにて自己紹介	学年オリエンテーション ・クラス開きにて自己紹介	学年オリエンテーション ・クラス開きにて自己紹介
5 月	人権教育 LHR ・「クラスづくり、仲間づくり」について ・いじめについて考えるアンケート	人権教育 LHR ・「クラスづくり、仲間づくり」について ・いじめについて考えるアンケート	人権教育 LHR ・「クラスづくり、仲間づくり」について ・いじめについて考えるアンケート
6 月	成績懇談会 家庭における生徒の状況を把握する	成績懇談会 家庭における生徒の状況を把握する	成績懇談会 家庭における生徒の状況を把握する
7 月	学校評価アンケート いじめアンケート実施	学校評価アンケート いじめアンケート実施	学校評価アンケート いじめアンケート実施
2 学期	人権教育 LHR 障がい者問題といじめについて考える	人権教育 LHR 部落問題といじめについて考える	人権教育 LHR 男女差別といじめについて考える 進路HR 進路決定に向けて仲間の大切さを考える
	人権週間 (人権フェア) 「いじめ防止」について啓発	人権週間 (人権フェア) 「いじめ防止」について啓発	人権週間 (人権フェア) 「いじめ防止」について啓発
3 学期	人権教育 LHR 在日外国人問題といじめについて考える	人権教育 LHR DVといじめについて考える	生徒登校日 卒業に向けて、仲間の大切さを LHR で担任から講話

5 取組の状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、各学期の終わりに（年3回）、取組が計画的、意図的、組織的に活動が行われているかをチェック、検証し、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。また検証には、外部専門家のアドバイスをもらい改善に努める。

具体的には、以下に示すとおり、PDCA サイクル（plan-do-check-act cycle）で、いじめ問題における計画や解決、評価、改善などを円滑に進める。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく。

PDCA サイクルの概念図



第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、人権教育LHR、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめ防止のための措置

① 教職員に対しては、平素からいじめについての共通理解を図るため、生徒の様子を常日頃から観察し、教師間の活発な情報や意見の交換を行い、学級間、学年間そして学校全体でいじめ防止のための一致協力し取り組む。

② 生徒に対しては、いじめを行う子どもに限らず、全ての生徒が教師の指導を真剣に受け入れようとする環境作りをし、信頼関係の構築に努める。また、生徒一人一人が他の生徒に対して自己の存在感を自由にアピールできる雰囲気・環境作りを行う。

具体的には、教師は授業中に限らず、機会あるごとに、例えば、廊下ですれ違ったとき、町で出会ったとき、クラブ活動中、あるいは学校行事のための準備作業中などに生徒に対して気軽に話しかけるなどしてコミュニケーションを図る。そうすることによりいじめは絶対に許されないという雰囲気をつくりあげる。

③ いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意点として、まずは、わかりやすい授業作りに努め、生徒自身が学習でストレスを溜まらないように心がける。

具体的には、点数主義や学力偏重に走らず、全員が参加できる授業を心がける。また、学力に対する不安やそれに伴う劣等感、消極的、否定的態度からくる冷やかしかからかいを発生しないように、助け合い学ぶ心を培う。

④ 授業展開上、教師は言動に細心の注意を払い、いじめの誘発や助長することがないように心がける。そのため、授業展開上の研修を積み、どの生徒に対しても同じスタンスで指導に当たるよう努める。

- ⑤ 日頃から教科指導の研究を通してわかりやすい授業づくりに心がける。特に授業内容での躓きをフォローするために、放課後の個別指導等を通じて授業への不安を払拭することで、授業参加を積極的に促していく。
- ⑥ チャイムと同時に着席する運動を展開し、授業への遅刻をなくし、授業のムードが壊れないようにすることで、生徒全員が授業へ集中させる。授業の雰囲気大切にすることでいじめを行う隙を生徒に与えない。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる

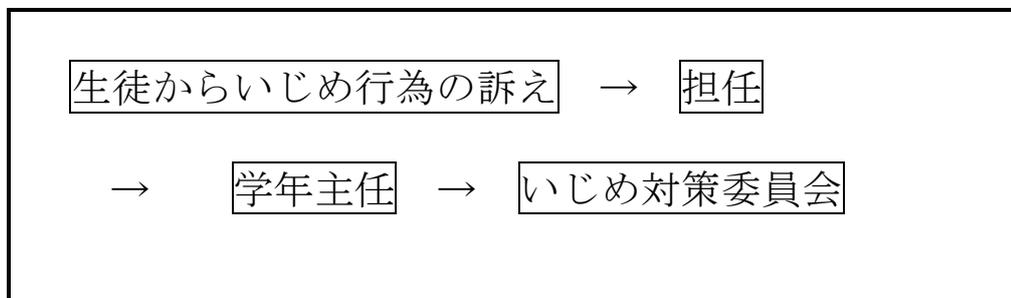
いじめを行う生徒といじめを受ける生徒の特徴を十分把握した上で、授業中における個々の生徒の言動等を注視するとともに、教師が互いに連携をとり、校内巡視体制を強化するなどして生徒の行動に気を配り被害者が発するサインを見逃さないように心がける。

教師間の連携、情報交換などによっていじめの兆候あるいは表面化しにくいいじめの早期発見に努める。

2 いじめ早期発見の措置

- ① 実態把握の方法として、人権教育LHRのいじめアンケート及び学校評価アンケートにおいて実態調査を行う。
- ② 定期的な教育相談として、スクールカウンセラーとの面談を促して当事者の気持ちを把握する。
- ③ 常日頃から保護者との連絡を密にして、子どもたちの学校内外の様子について情報を共有する。
- ④ 生徒の相談に親身になって応じ、さらに積極的に話しかけるなどしてコミュニケーションを十分に行う。
- ⑤ 学校便りや学年通信等を通して、相談の体制を広く周知徹底する。
- ⑥ 「いじめ対策委員会」の定例会議により、各学年における年間計画がスムーズに機能しているかどうかを確認する。
- ⑦ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについては、これを慎重に取り扱うものとする。
- ⑧ 各職員室前に、「いじめ、体罰」の目安箱を設置し、定期的に訴えがないかを確認する。

いじめ発見時の連絡体制



第4章 いじめに関する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめを発見・通報を受けた場合は以下の通り速やかに対応する。

【校内指導体制】

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ③ どんな些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為にはきちんと事実確認を行う。その際、だれが人権を犯し、だれが人権を侵害されているかを、明確にする。
- ④ いじめを訴えてきた生徒の安全を確保する。
- ⑤ いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、「いじめ対策委員会」を中心にと一致協力体制を確立して実践に当たる。
- ⑥ 被害生徒を守るだけでなく、加害生徒の人格の成長に主眼をおいて指導する。加害生徒はいじめを正当化する傾向にある故、事実をはっきりと把握した上でいじめは許される行為ではないと毅然たる態度を示す。
- ⑦ 事件の調査の段階では、双方の言い分を、公平に、丁寧に聞く。いじめの理由やいじめられたときの気持ちなど、事実関係を照合して、丁寧に調べ、双方の保護者の気持ちも聞く。
- ⑧ 事実確認の裏付けとしてクラスや学年全員へのアンケート調査を実施する。
- ⑨ 加害生徒からの事情聴取を行う。その際、先入観と予断を持って調べないように注意する。
- ⑨ 加害者側の保護者に、人権侵害の事実とその問題点を説明し、納得と協力を得る。
- ⑩ いじめの様態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて学年会議職員会議等で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。特に、学年会議、補導会議では、教員の意見一致が見られるまで、討論を深める。
- ⑪ いじめ問題解決に向け私立学校人権教育研究会、大阪府生活文化部私学大学課、児童相談所、大阪府教育センター、警察等の地域の関係機関と連携協力していく。
- ⑫ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。



3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒の安全を最優先にし、いじめた生徒に対して別室指導や停学処分を活用により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ② 状況に応じて、本校スクールカウンセラーの協力を得て、生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整える。
- ③ 学校における教育相談については、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整える。具体的には、学年の枠を超えて、人権教育委員会、教科担当や養護教諭等の協力を得る。
- ④ 教育相談では、悩みや不安を抱える生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導を行う。
- ⑤ 保護者には常に問題解決にあたって、進捗状況を連絡する。
- ⑥ 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて私立学校人権教育研究会や大阪府教育センターなどの専門機関との連携を図る。
- ⑦ 私立学校人権教育研究会や大阪府教育センターなどの専門機関の相談窓口について、生徒や保護者に対して周知や広報を徹底する。

【関係機関】

私立学校人権教育研究会 「私学コスモスダイヤル」	06-6352-0915
大阪府教育センター 「すこやかホットライン」	06-6607-7361
「すこやか教育相談24」	0570-078310
大阪市こども相談センター	06-4301-3100
住吉警察署生活安全課	06-6675-1234

4 いじめた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめをした生徒の別室指導や時には、被害生徒が安心して学校生活を送るという観点から出席停止の措置をとることもある。
- ② 状況に応じて、本校のカウンセラーや臨床心理士（外部）等の協力を得て、当該生徒や保護者の心理的安定を図る。

5 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめた生徒に対し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、各学年と「いじめ対策委員会」は連携し取り組む。必要に応じて私立学校人権教育研究会や警察等の外部関係機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行うため窓口（担任）を一つとして連絡する。聞き取り調査の結果、人権侵害とその問題点を説明して、納得と協力を得る。
- ③ いじめに至る原因を明らかにし、何らかの欲求不満の結果で行ったとすれば不満を解消することが必要である。加害生徒の気持ちをよく聞く姿勢を示すとともに、いじめはいかなる理由があっても絶対に行ってはならないものであるということを理解させる。
- ④ 加害生徒は他人に対する思いやりや弱者に対するいたわりの心が欠如しているなど人権意識の未熟さが見られる。従って、特別指導計画を立案し、他人への思いやりやいたわりの心を育て他人の人権を尊重することができるような人権意識を培う。
- ⑤ いじめた生徒の個人情報の取り扱いについては十分に留意する。
- ⑥ 重大ないじめ事象については、教育的配慮に十分に留意して懲戒を加えることがある。内容は、退学、停学、校長説諭等である。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした取り巻きの生徒に対しても、人ごとではなく自分自身の問題として捉えさせる。いじめを受けている子どもたちがいかに辛い思いをしているか、したがってそのような結果をもたらすいじめが絶対許されないという雰囲気クラス内に作り上げる。
- ② いじめを指摘できる雰囲気を作りを目指す。特に生徒の通報に対して適切な対応ができる環境を整える。（密告した（チクった）等といった考えが集団内で幅をきかさないう留意する。）
- ② 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築するために、学校行事や人権教育LHR等を中心に全ての教育活動を通して「仲間の大切さ」について考える。

7 ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、被害にあった生徒が削除を望んでいる等、該当箇所の削除を要請する場合は、その掲示板にある削除要請手順に従って、その個所と理由を明確にした上で、プロバイダ、サーバーの管理・運営者に削除要請を行う。
- ② 生徒の生命、身体、財産に重大に被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を得る。
具体的な対応については、大阪法務局人権擁護部や、大阪府警察（大阪府警察本部ハイテク犯罪対策室または最寄りの警察署）等と連携する。
- ③ 情報モラル教育を進めるために、生徒だけでなく保護者に対してSNSや携帯電話を使ったメールのいじめ防止等の研修や情宣をする。
- ④ 生徒に対して、高校2年時に履修する「情報」だけでなく、教育活動全般において、インターネット上のいじめ防止（ライン、ツイッター、メール）についてのモラル教育を推進する。

第5章 いじめを中心とした人権教育研修の充実

業務多忙の為に生徒自身の様子を見失いがちな学校現場の中で、いじめに対する毅然とした態度と迅速さ、いじめを見抜く力を培っていくために本校では人権教育研修会を実施する。特に、各集団の中で様々な立場で、弱い立場にある生徒を集団の中心に据えて指導していくことが本校の人権教育の理念であるゆえ、一律的な指導に頼らず、柔軟に様々な観点から人権について学ぶことが我々教師としての使命である。従って、本校においてさらなる人権教育の推進がいじめ問題解決のカギであるといっても過言ではあるまい。そのために以下の通り、校内人権教育を充実する。

- ① 年間、2回人権教育教職員（教員、事務職全てを含む）研修会に全員参加する。校内研修1回、校外研修1回の合計2回参加し、研修レポートを学校長に提出する。
校外の研修会については、自発的に人権に関する研修会を探し参加する。
- ② 人権教育委員会が研修会を企画・運営を行う。
- ③ 人権教育委員会は、人権教育研修に関する情宣活動を積極的に行い、参加を呼びかける。
- ④ いじめ対策委員会は保護者、教職員に対して人権に関する啓発ために「人権便り」を発行する。
- ⑤ いじめ対策委員会は保護者の人権啓発の為に、人権講演会を企画・運営する。

※ 附則

この方針は、2014年4月1日より施行する。

【資料】生活アンケート

年 組名前 ()

みなさんは本校入学後、今までに学校生活において、次のようないやな経験をしたり、また見たことはありますか。今年、1年間明るく楽しい学校生活を送ることができるようにこのアンケートをきちんと活かしていきます。

- ① 先生のいないところで、いやなことをされたり悪口を言われた ことがありますか。 Aある Bない
- ② ①の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない
- ③ 「そうじ」や「片付け」などの仕事を命令されたことはありますか。 Aある Bない
- ④ ③の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない
- ⑤ 「ことばをしゃべらない」「なかまに入れない」などの無視をされたことはありますか。 Aある Bない
- ⑥ ⑤の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない
- ⑦ 「〇〇さん」「〇〇君」と遊ぶのをやめようなどと、仲間はずれのことを話し合ったことはありますか。 Aある Bない
- ⑧ ⑦の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない
- ⑨ 「上履き」や「文房具」など隠されたことがありますか。 Aある Bない
- ⑩ ⑨の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない
- ⑪ 「それかせよ」「これ借りるよ」などといって、自分のものを持って行かれたままかえしてくれないことがありますか。 Aある Bない
- ⑫ ⑪の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない
- ⑬ プロレスごっこや肩パンなどの行為をされたことはありますか。 Aある Bない
- ⑭ ⑬の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない
- ⑮ きつい言葉遣いや相手を傷つける発言を受けたことがありますか。 Aある Bない
- ⑯ ⑮の場面や行為を見たことはありますか。 Aある Bない

⑰ 以上のような行為をされたり、見たことがある人は以下に具体的に記してください。

(いつ、誰が、何処で、どんなことを) ()

⑱ いじめをなくすにはどうすればよいと思いますか。()

※⑰、⑱の回答は以下の欄に記してください

⑰	
⑱	

ご協力ありがとうございました。